

令和6年7月11日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、大阪高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、令和6年6月10日付け（同月11日受付）司法行政文書の開示に関する苦情の申出書に記載のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

大阪高裁の民事抗告事件事務処理要領

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、令和6年5月30日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 原判断庁において、本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したが、当該文書は存在しなかった。

本件開示申出文書を作成すべき根拠はなく、原判断庁が本件開示申出文書を作成又は取得していないことに不合理な点はない。

(2) これに対し、苦情申出人は、本件開示申出文書は、大阪高裁内ホームページの高裁民事のページ（以下「本件ページ」という。）に掲載されているはずであるから、原判断庁は本件開示申出文書を所持していると主張し、それを裏付ける資料として、「民事抗告事件事務処理要領（会報書記官11号）」につ

いて記載がある文書（以下「本件資料」という。）を提出する。

しかしながら、本件資料に記載の「民事抗告事件事務処理要領（会報書記官11号）」は、他庁が作成したものであって、原判断庁が作成したものではない。また、本件資料は、事務処理をする上での一般的な参考資料の一つとして、他の雑誌記事と並べて上記雑誌記事の標目を挙げているのみであり、本件ページに掲載しているものとして挙げているものではない。これらを踏まえると、「原判断庁の民事抗告事件事務処理要領」を作成取得していないとする原判断に不合理な点はない。

(3) よって、原判断は相当である。